

千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市都市局が発注する調査及び計画策定等の業務委託、施設等の修繕及び物品の賃貸借（以下「業務委託等」という。）において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、一般競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(入札方式)

第2条 一般競争入札は、別に定める業務委託等（以下「対象業務委託等」という。）において、次の各号に掲げる方式により実施するものとする。

- (1) 政府調達協定一般競争入札
- (2) 制限付一般競争入札

(入札参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号に掲げるものは入札に参加できないものとする。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (7) 前各号のほか、必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、入札参加者は、対象業務委託等の種類又は性質により、次に掲げる入札参加資格を設けたときは、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務委託等と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 前2号のほか、対象業務委託等ごとに必要と認めて定める要件

(入札参加資格等の審査)

第4条 調査及び計画策定等の業務委託、施設等の修繕を一般競争入札により実施する場合、前条の規定により入札参加資格を定めるときは、令第167条の6の規定による公

告（以下「公告」という。）を行う前に、別に定めるところにより、入札参加資格の設定に関する事項を審査するものとする。ただし、設計金額500万円未満の調査及び計画策定等の業務委託、施設等の修繕を除く。

2 設計金額が500万円未満の調査及び計画策定等の業務委託及び施設等の修繕に係る入札参加資格を定めるときは、施行決定により伺うものとする。この場合は決裁区分に係わらず、所管部長まで決裁を得るものとする。

3 物品の賃貸借に係る入札参加資格を定めるときは、施行決定により伺うものとする。この場合は所管課長となる決裁について、所管部長まで決裁を得るものとする。

（公告）

第5条 公告は、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第5条に規定する事項のほか、必要な事項について行うものとする。

（入札参加資格確認申請）

第6条 入札への参加を申込みようとする者（以下「申請者」という。）は、公告に定める期限までに入札参加資格確認申請を行わなければならない。

（設計図書の配布等）

第7条 設計図書は、原則として公告と同時に配布するものとする。ただし、政府調達協定一般競争入札にあつては、配布のほか、原則として閲覧に供するものとする。

（落札者の決定）

第8条 落札者の決定にあたっては、別に定めるところにより、申請者の入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格がないと認める場合の理由の審査を行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 入札参加資格確認申請に係る書類等は、申請者に返還せず、また、公表しないものとする。

（落札者の公示）

第10条 千葉市契約規則の特例を定める規則（平成7年千葉市規則第71号）第9条の規定による公示は、落札者が決定した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。

（電子入札に関する事項）

第11条 前各条に定めるもののほか、一般競争入札を電子入札により執行する場合に必要な事項は、千葉市電子入札運用基準（平成18年9月11日施行）等別に定めるものとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。ただし、この要綱による規定は、この要綱の施行の日以降に公告する業務委託等について適用するものとする。

- 2 千葉市都市局業務委託等希望型指名競争入札実施要綱（平成20年1月4日施行）は廃止する。
- 3 千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要綱施行日前に募集した調査及び計画策定等の業務委託、施設等の修繕については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。